○農林水産省告示第二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町越裏門字竹ノ川一六六の一九

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町八川二五三六の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道富良野市五七〇二の三地先（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年一月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	青森港野内防波堤灯台
位置	
所在地	青森県青森港第三区（野内防波堤外端）
北緯	四〇―五一―一七
東経	一四〇―四九―〇六
変更した事項	
位置	
所在地	青森県青森港第三区（野内防波堤外端）
北緯	四〇―五一―一九
東経	一四〇―四九―〇八
変更年月日	平成二十二年十一月十八日
名称	伊座利港南防波堤灯台
位置	
所在地	徳島県海部郡美波町（伊座利港南防波堤外端）
北緯	三三―四八―〇三
東経	一三四―四〇―一〇
変更した事項	
光達距離	三八カンデラ
高さ	四・〇海里
変更年月日	平成二十二年十一月十八日
名称	与論島赤埼灯台
位置	
所在地	鹿児島県大島郡与論町（赤埼）
北緯	二七―〇一―二八
東経	一二八―二七―二五
変更した事項	
光達距離	実効光度三、七〇〇カンデラ
高さ	一二・〇海里
変更年月日	平成二十二年十一月十八日

○海上保安庁告示第十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年一月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	小鈴谷港北防波堤灯台
位置	
所在地	愛知県常滑市（小鈴谷港北防波堤外端）
北緯	三四―四九―四三
東経	一三六―五一―四七
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで七・七メートル
変更年月日	平成二十二年十一月十九日
名称	関門航路西無線方位信号所
位置	
所在地	関門港若松区（関門航路第十号灯浮標）
北緯	三三―五六―二七
東経	一三〇―五一―三九
変更した事項	
電波の型式及び周波数	P〇N　九、四一〇MHz±九〇MHz
記事	九、三二〇MHzから九、五〇〇MHzまでの周波数を使用する航海用レーダーの空中線の指向面が本信号所の方向を向いたとき、レーダーの指示面に符号（三個の長輝線と一個の短輝線）が現れる。この符号の内端の直前が本信号所の位置である。
変更年月日	平成二十二年十一月十九日

○海上保安庁告示第十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年一月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	小名浜港沖防波堤西灯台
位置	
所在地	福島県小名浜港（沖防波堤西端）
北緯	三六―五四―二九
東経	一四〇―五三―〇〇
変更した事項	
光達距離	実効光度三九〇カンデラ
高さ	七・五海里
変更年月日	平成二十二年十一月二十二日
名称	東京新海面処分場Dブロック A灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約三・六キロメートル）
北緯	三五―三四―五八
東経	一三九―四九―二一
変更した事項	
位置	
所在地	京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約三・七キロメートル）
北緯	三五―三四―五五
東経	一三九―四九―二三
変更年月日	平成二十二年十一月二十二日
名称	東京新海面処分場Dブロック B灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約三・八キロメートル）
北緯	三五―三四―五三
東経	一三九―四九―二五
変更した事項	
位置	
所在地	京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約三・八キロメートル）
北緯	三五―三四―四九
東経	一三九―四九―二八
変更年月日	平成二十二年十一月二十二日
名称	東京新海面処分場Dブロック C灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約三・九キロメートル）
北緯	三五―三四―四八
東経	一三九―四九―二九
変更した事項	
位置	
所在地	京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・〇キロメートル）
北緯	三五―三四―四四
東経	一三九―四九―三二
変更年月日	平成二十二年十一月二十二日
名称	東京新海面処分場Dブロック D灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（一五号地南信号所の南南西方約四・〇キロメートル）
北緯	三五―三四―四四
東経	一三九―四九―二一